



保険医療

国民健康保険被保険者証の交換手続きについて

現在使用中の国民健康保険被保険者証は、平成18年3月31日で有効期限が切れます。交換は原則として郵送となりますが、国民健康保険税に納め忘れがある方は、役場町民課保険医療係の窓口での交換になります。

さらに、滞納の金額によっては、有効期限の短い保険証(短期被保険者証)や、医療機関でいったん10割の自己負担をしていただく保険証(資格証明書)を交付するなど、厳しい措置をとらなければなりません。そのようなことにならないために、また、国民健康保険制度の安定的な運営のためにも、国民健康保険税の納付状況について、再度確認をお願いします。

なお、保険証は3月下旬に「配達記録郵便」で郵送する予定です。
※ 修学のため別個の保険証

が必要な時は、申請に18年度発行の在学証明書が必要です。また、住民票が松前町にある場合は、発行できません。ご注意ください。

保険証配達時における不在の場合の取扱について

保険証は、「配達記録郵便」で郵送しますので、配達時に不在の場合、「郵便物お預かりのお知らせ」という文書が配達されます。

この場合は、松前郵便局に連絡のうえ、「ご希望の受取方法(再配達・郵便局窓口受取など)をご相談ください。

なお、「郵便物お預かりのお知らせ」に記載されている保管期限以降は、役場町民課保険医療係での受渡しとなります。特に再配達を希望される場合はご注意ください。

〈注意事項〉

保険証送付用の封筒には開封口を設けています。開封の際にはお確かめのうえ、保険証を傷つけないようご注意ください。

ださい。

お問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

税

固定資産課税台帳

閲覧のお知らせ

平成18年度の固定資産税は、平成18年1月1日現在で固定資産を所有されている方に課税されます。課税台帳には、土地、家屋及び償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。

家屋を新築・増築された方、土地の異動のあった方、町内に土地・家屋・償却資産を新たに所有された方はお確かめください。

閲覧期間

4月3日(月)から閲覧できます。※ 執務時間中

閲覧場所 役場税務課11番窓口
持参品 印鑑

※ 代理の方は、所有者の委任状が必要です。

※ 平成18年度の納税通知書

は、4月中旬に発送予定です。
お問い合わせ
役場税務課課資産税係
☎ 985-4111

3月15日(水)まで お済みですか? 確定申告

平成17年分の申告と納税はお済みになりましたか?
3月の所得申告の相談日程は左表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませるようしてください。

なお、所得税の申告をした方は、町民税の申告をする必要はありません。

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎ 985-4110

平成17年分所得申告相談日程表

月	日	出張 申告		申告会場	一般申告	
		9時~11時30分	13時~16時			
3月	1	水	塩屋	西古泉	各地区の 公民館又は集会所	9時~11時30分 13時~16時
	2	木	永田	徳丸		
	3	金	大溝	中川原		
	4	土				
	5	日				
	6	月	横田	鶴吉		
	7	火	新立	出作		
	8	水	本村	筒井		
	9	木	宗意原	北黒田		
	10	金	南黒田	神崎		
	11	土	一般申告			
	12	日				
	13	月				
	14	火				
	15	水				

※交通災害共済の加入受付も同時開設の予定です。